

兵庫県公報

令和4年5月2日 月曜日 第306号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和4年度第1回及び第2回危険物取扱者試験の実施（消防保安課）	1
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（同）	2
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	3
○ 地方卸売市場の認定の失効（流通戦略課）	3
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区の解散認可（同）	4
○ 土地改良事業の計画変更認可（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	6
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	6
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	6

告 示

兵庫県告示第556号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和4年6月12日（日） 神戸市、姫路市、加古川市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

令和4年9月18日（日） 神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路（6月12日及び9月18日）	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
（9月18日）	姫路ハーベスト医療福祉専門学校	姫路市南駅前町91-6
加古川（6月12日）	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
西宮（9月18日）	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶屋所町6-42

豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
丹波篠山	県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403—1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8—65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県危機管理部消防保安課及び各県民局・県民センターにおいて、令和4年4月中旬から配布する。

詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

- 6月12日の試験

令和4年4月21日（木）から同年4月28日（木）まで

- 9月18日の試験

令和4年8月1日（月）から同年8月8日（月）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（受付最終日消印有効。）

(2) 電子申請（インターネットによる申請）

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

- 6月12日の試験

令和4年4月18日（月）午前9時から同年4月25日（月）午後5時まで

- 9月18日の試験

令和4年7月29日（金）午前9時から同年8月5日（金）午後5時まで

4 問合せ先

(1) 試験全般（電子申請を除く。）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078)385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570)07-1000



兵庫県告示第557号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名

豊岡エネルギー株式会社

豊岡市三坂町6番57号

代表取締役社長 勾 田 勝 久

2 認定年月日及び認定番号

令和4年4月18日
第48号



兵庫県告示第558号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 名 称 製鉄記念広畑病院
- 所 在 地 姫路市広畑区夢前町3丁目1番地
- 撤 回 年 月 日 令和4年4月30日



兵庫県告示第559号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、次の地方卸売市場は同法第13条第1項の認定の効力を失った。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 認定の効力を失った日 令和4年4月1日
- 2 地方卸売市場の名称 加古川市公設地方卸売市場



兵庫県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

清水新田土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	高 橋 博 美	明石市魚住町清水2083番地



兵庫県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

五ヶ井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 木 敦 男	加古川市尾上町安田770番地の4

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 本 一 彦	加古川市尾上町安田 746 番地



兵庫県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市小名田土地改良区	令和4年4月5日



兵庫県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
国岡土地改良区	令和4年4月13日



兵庫県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
平岡町土地改良区	令和4年3月31日



兵庫県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
北淡路土地改良区	維持管理事業	北淡路地区	令和4年3月31日



兵庫県告示第566号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和4年3月31日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

神戸市、明石市、加古川市及び高砂市



兵庫県告示第567号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月24日まで

3 作業地域

加古川市加古川町寺家町地内



兵庫県告示第568号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））

2 作業期間

令和3年8月24日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

たつの市全域



兵庫県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、播磨町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び2級水準測量）

2 作業期間

令和4年2月2日から同年3月31日まで

3 作業地域

播磨町の一部



兵庫県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年5月2日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年5月2日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇八千代市川線	神崎郡市川町下牛尾字重里80番1から 同 郡同 町上瀬加字犬田825番3まで	旧	5.0から 15.0まで	776.0	
		新	10.0から 17.0まで	776.0	



兵庫県告示第571号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和4年4月30日から適用する。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

一般社団法人 兵庫県 消防設備保守協会	一般社団法人 兵庫県消防設備保守協会	神戸市中央区下山手通
尼崎都市開発株式会社	兵庫県旅券事務所尼崎出張所内収入証紙 販売所	尼崎市南塚口2丁目

」

を

「

一般社団法人 兵庫県 消防設備保守協会	一般社団法人 兵庫県消防設備保守協会	神戸市中央区下山手通
------------------------	--------------------	------------

」

に改める。



兵庫県告示第572号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年5月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03淡路位置 0015号	4.4.18	洲本市物部三丁目617番1の一部、617番3の一部、617番8の一部、617番9の一部	4.0	50.00

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び

第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年5月2日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

SOMPOケア ラヴィーレ神戸伊川谷	同 市西区伊川谷町有瀬 1745—1
--------------------	--------------------

」

を

「

SOMPOケア ラヴィーレ神戸伊川谷	同 市西区伊川谷町有瀬 1745—1
特別養護老人ホーム櫻ホーム西神	同 市西区月が丘1丁目 41—12
地域密着型特別養護老人ホーム櫻ホーム西神	同 市西区月が丘1丁目 41—12

」

に改め、

2 老人ホームの表加古川市の項中

「

介護付き有料老人ホーム 翔月庵加古川	同 市野口町坂元 138—2
--------------------	----------------

」

を

「

介護付き有料老人ホーム 翔月庵加古川	同 市野口町坂元 138—2
社会福祉法人 のじぎく福祉会 特別養護老人ホーム れい和こすもす園	同 市神野町神野 145—2

」

に改める。